

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年10月12日
【会社名】	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
【英訳名】	CHARM CARE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 下村 隆彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 里見 幸弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 里見 幸弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年9月28日開催の当社第37回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該定時株主総会が開催された年月日
2021年9月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円

配当総額391,301,664円

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される場合においても、剰余金の配当を実施することを可能とするため、取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう、変更案のとおり第44条（剰余金の配当等の決定機関）及び第45条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第45条（期末配当金）及び第46条（中間配当金）を削除し、その他所要の変更を行うものであります。なお、この定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を一部免除することができる旨の規定を新設いたします。なお、変更案の第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備えた補欠監査役の選任に関する規定を新設し、明確にするものであります。

その他、上記に伴う条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

下村 隆彦、里見 幸弘、奥村 孝行、小梶 史朗、下村 隆洋、山澤 倶和、西門 賢治及び田中 公子を取締役に選任するものです。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、株式報酬型ストック・オプション制度に代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入し、本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために発行または処分される当社の普通株式について、その総額を年額20百万円以内、総数を年15,000株以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	264,949	147	0	(注)1	可決 98.49
第2号議案 定款一部変更の件	236,066	29,030	0	(注)2	可決 87.75
第3号議案 取締役8名選任の件					
下村 隆彦	264,080	1,016	0	(注)3	可決 98.17
里見 幸弘	264,067	1,029	0		可決 98.16
奥村 孝行	264,069	1,027	0		可決 98.16
小椋 史朗	264,073	1,023	0		可決 98.16
下村 隆洋	264,063	1,033	0		可決 98.16
山澤 倶和	264,758	338	0		可決 98.42
西門 賢治	230,457	34,639	0		可決 85.67
田中 公子	264,873	223	0		可決 98.46
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	254,162	10,934	0	(注)1	可決 94.48

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以 上